

「働き方改革」訪問支援のご案内

～雇用調整助成金申請のポイントもアドバイス！

企業の皆様が働き方改革関連法への対応における様々な課題に対して、働き方改革支援センター（石川県経営者協会内）が、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣し相談支援を行います！

（働き方改革支援センターは石川労働局からの受託事業です）

※なお、新型コロナウイルス感染の状況によって、訪問は延期・中止する場合がありますので、ご了承願います。また、電話・メールでも対応いたします。

お気軽にお申し込みください！

例えば

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「雇用調整助成金」の申請方法・申請書の書き方指導
- ◆同一労働同一賃金をふまえた企業側の対応
- ◆就業規則や賃金制度の見直しや、労働時間短縮につながる業務プロセスの検討等、企業の実態に即した相談支援を個別訪問して行います。（最大5回まで）



無料 訪問支援 申込書

※繊維協会事務局で申込書受領後、訪問日時のご相談のため働き方改革推進支援センターよりご連絡させていただきます。

企業名

部署

担当者名

訪問 可 不可(電話・メール対応希望)

連絡先電話番号

メールアドレス

相談内容

年次有給休暇の取得義務

時間外労働の上限規制

同一労働同一賃金

賃金引上げ

助成金

その他

【具体的に】

【個人情報の取り扱いについて】

お申し込みの情報ならびに相談内容は、ご本人の同意なく本訪問支援以外での使用や第三者への提供または開示をいたしません。

申し込みは石川県繊維協会まで TEL 076-267-2171

FAX 076-268-8455

E-mail tafric@ita.or.jp

貴社は対応できていますか？ 慌てないために相談を！

年次有給休暇の取得義務化 2019年4月1日～

時間外労働の上限規制 2019年4月1日～（中小企業は2020年4月1日～）

同一労働同一賃金 2020年4月1日～（中小企業は2021年4月1日～）

☆について不明点があれば、ぜひ専門家による訪問支援をお勧めします！

年次有給休暇の5日間取得義務化

- ☆1 年次有給休暇の付与の仕方はおわかりですか？
- ☆2 パートタイム労働者も取得義務化の対象です。
- ☆3 年次有給休暇の管理簿の作成と保存（3年間）が必要です。
- ☆4 時季指定には就業規則の見直しや変更も必要となります。



時間外労働の上限規制

- ☆1 時間外上限が、月45時間・年360時間（特別でも年720時間）となります。
- ☆2 36協定届も新しい様式で届出する事になります。
- ☆3 労働時間の管理をこれまで以上にしっかりする必要があります。

同一労働同一賃金

- ☆1 パートタイム労働者・有期雇用労働者と正社員との待遇差はありますか？
- ☆2 待遇差がある場合、適切な説明ができますか？
- ☆3 例えば、
 - ・正社員は通勤費を支給しているが、パートは支給していない
 - ・正社員は更衣室等を利用できるが、パートは利用できない 等

☆について具体的な実務のポイント等を、専門家が企業に訪問してご説明のうえアドバイスをいたします。ご利用は無料です！

ご利用をお待ちしております。